

麦作経営者の皆様へ

近年、集中豪雨などの自然災害が多発しています。

今後も起こり得る自然災害、価格低下等に備えて、公的な保険制度である**農業保険（収入保険、麦共済）**に加入しましょう！

収入保険では掛金の50%（積立金は75%）を、麦共済では掛金の50~55%を国が負担します。

青色申告を行っている方は、収入保険の加入をお勧めします！

青色申告を行っていない方は従来どおり、麦共済に加入しましょう！

<収入保険>

①自然災害はもちろん、**価格の低下**も含め、**麦を含んだ全ての農産物の販売収入の減少**を広く補償します。

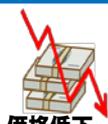
⇒**病気やケガ**で収穫できない場合や、収穫後の**保管中に事故**が生じた場合等も補償します。

※ 麦共済では、価格低下や、発芽期前・収穫後の事故は、補てんされません。

※ ナラシ対策は、地域全体で、作柄が悪かったり、価格が低下した場合でなければ、補てんされません。



病気・ケガ



価格低下



自然災害

②保険料率は麦共済の掛金率よりも安く**1.08%**（50%の国庫補助後）です。また、自動車保険のように**保険金を受け取らなければ、毎年保険料率が下がっていく**ので早期の加入がお得です。

③保険期間の収入が**基準収入の9割**を下回った場合に補てんします。

<麦共済>

①発芽期以降の自然災害等による**収穫量の減少**を補償します。



自然災害

②31年産からは、麦共済の掛金率が、**全国平均で約2割下**がって、さらに加入しやすくなります。

③**ナラシ対策とのセット加入**をお勧めします。

※ ナラシ対策の補てん金は麦共済に加入していることを前提に減額調整されるので、麦共済とのセット加入をお勧めします。

※麦共済に加入している者が、収入保険に切り替える際は、麦共済の掛金が**全額返還**されます。

詳しい内容については、お近くの農業共済組合又は農林水産省経営局保険課（03-6744-2175）へお問い合わせください。

収入保険の概要

加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）

※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。

対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

- ※ 簡易な加工品（精米、もちなど）は含まれます。
- ※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

補てんの仕組み

- 保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てんします。

- ※ 補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。
- ※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとならない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。

★ 例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の販売収入が900万円を下回ったときに補てんされます。

- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）

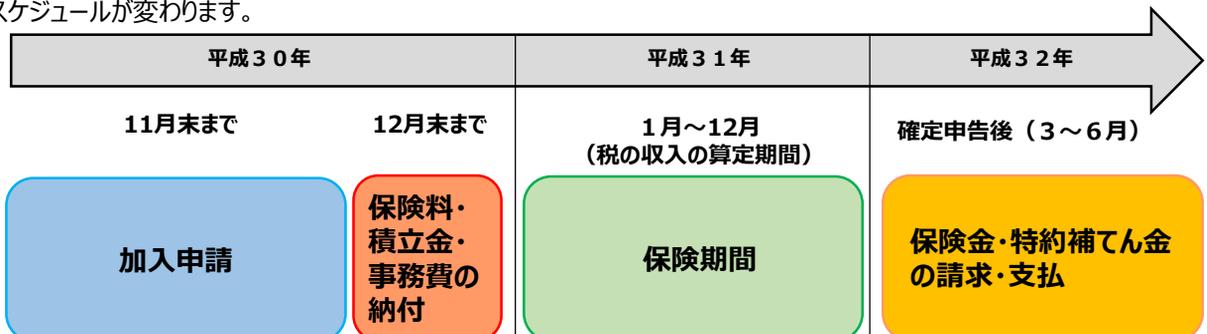
- ※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.08%（50%の国庫補助後）で、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率が下がっていきます。
- ※ 積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

★ 例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、掛捨ての保険料は7.8万円、掛捨てでない積立金は22.5万円、事務費は2.2万円となります。

収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、[どちらかを選択して加入](#)します。

加入・支払等のスケジュール

- ※ 保険期間が平成31年1月～12月の場合のイメージです。
- ※ 保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。

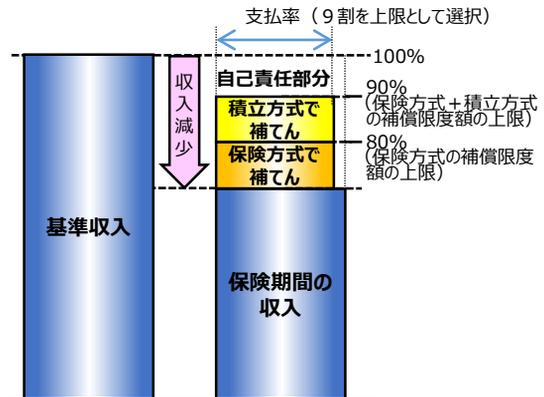


※ 保険料・積立金は分割支払も可
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

※ 災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資（無利子）

<収入保険の補てん方式>

(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合



過去5年間の平均収入（5中5）を基本規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定